共 同 研 究 契 約 書（案）

崇城大学（以下、｢甲｣という）と○○○○株式会社（以下、｢乙｣という）とは、次の各条によって共同研究契約を締結するものとする。

（目的）

第 １ 条 　甲及び乙は、互いに協力して共同研究（以下、「本研究」という）を実施する。

1. 研究課題：○○○○○○○○○○○○の研究
2. 研究内容：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
3. 研究期間：令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日
4. 研究に要する経費：　　○○万円（消費税を含む）

上記乙負担の研究に要する経費の内、間接経費の算出方法については「崇城大学と学外機関との共同研究規程」の別表のとおりとする。

1. 甲の研究担当者：○○学部　○○学科　教授　○○○○
2. 乙の研究担当者：○○○○○○○○○○○○
3. 主たる研究実施場所：崇城大学　及び　○○○○株式会社
4. 甲の分担項目：○○○○研究など
5. 乙の分担項目：○○○○研究など

（費用の負担）

第 ２ 条　　乙は、前条の研究に要する経費（以下「研究費」という。）を甲の発する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに甲が指定する銀行口座に振り込まなくてはならない。なお、甲は乙が納付した研究費について、原則としてこれを返還しないものとする。

（研究費により取得した設備等の帰属）

第 ３ 条 　乙負担の研究費により取得又は製作した機器、装置等は、甲に帰属するものとする。

（秘密保持）

第 ４ 条 　甲及び乙は、本研究を遂行する上で知り得た、相手方の経営上、営業上及び技術上の一切の秘密事項（以下、「秘密情報」という）を相手方の事前の承認がない限り、第三者に開示・提供又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものを除く。

（１）相手方から知得する前に既に公知公用のもの

（２）相手方から知得した時点で既に公知公用のもの

（３）相手方から知得した後に自己の責によらず公知公用となったもの

（４）正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの

（５）相手方の書面による事前承諾を得たもの

２　　前項の有効期間については、本研究開始の日から研究完了後３年間とする。ただし、甲及び乙の合意に基づき、延長又は短縮できるものとする。

３　　本条第１項の規定にかかわらず、乙は、本契約における義務と同等の義務を課すことを条件として、自らの子会社に秘密情報を開示又は提供できるものとする。なお、子会社とは、乙が、直接又は間接的に議決権付株式の５０％超を所有する会社をいう。

（進捗状況の報告）

第 ５ 条　　甲及び乙は、定期又は不定期に連絡会を開催し、本研究の進捗状況、結果等について相互に報告すると共に、必要に応じて技術的問題に関する討議を行うものとする。

（知的財産権の帰属）

第 ６ 条 　本研究成果とは、本研究により得られた成果のうち本研究の目的に直接に関係する発明、考案、意匠（以下、「発明等」という）、コンピューターソフトウェア、その他の著作物、ノウハウ等一切の技術的成果をいう。

２　　甲及び乙は、前項に定める本研究成果を、原則として甲・乙の共有とし、その持ち分については、その都度、甲乙協議の上、決定することとする。

３　　前項の規定にかかわらず、甲又は乙が単独で成したことが明らかで、かつ相手方の承諾を得た本研究成果に係る発明等は、当該成果を生み出した甲又は乙に帰属するものとする。

４　　甲及び乙の共有に係る発明等につき、知的財産権取得の出願（以下、「本出願」という）をする場合は、原則として甲及び乙の共同名義で行うものとし、当該出願手続き及び取得した知的財産権の維持保全に要する手続きは、甲乙協議の上、決定するものとする。また、これら諸手続きに要する費用の負担についても、別途協議の上、定めるものとする。

（成果の公表）

第 ７ 条 　本研究成果は、甲及び乙により公表することができる。ただし、公表の内容、方法及び時期については、甲乙協議の上決定するものとする。なお、当該協議において、乙は、研究成果の公表という甲の社会的使命を尊重するものとし、正当な理由なく、甲の希望する公表の時期及び内容を遅延させ又は制限しないものとする。

（成果の実施）

第 ８ 条 　甲は、本研究成果を研究以外の目的に実施しないものとする。

２　　乙は、本研究成果を実施することができる。ただし、乙は、第６条第４項に基づき共同名義で出願した本研究成果を実施することにつき本条第１項に定める甲の不実施を補償する対価として、甲に対して実施料を支払うものとする。なお、実施料については、別途協議の上、これを定める。

３　　乙が本研究成果を実施するために、甲が所有する知的財産又は甲固有の技術（ノウハウ等を含む）を使用する場合は、別途協議の上、その対価等を決定する。

（第三者による本研究成果の実施）

第 ９ 条 　甲及び乙は、本研究成果の実施を第三者が希望した場合、本研究完了の翌日から起算し５年経過後に乙に格別の事由がない限りこれを許諾するものとし、その場合の許諾条件等は甲乙協議の上、決定する。なお、甲は、本研究完了の翌日から起算し５年間は本研究成果を第三者に許諾しないものとする。

２　　甲及び乙は、前項の実施許諾による第三者からの対価等については、本研究成果の持ち分に応じて配分するものとする。

（研究の変更）

第１０条　甲及び乙は、本研究の進捗に伴い本研究の内容又は研究期間を変更する必要が生じた場合、相手方との協議によりこれを変更することができる。

２　前項の変更により、研究費が不足した場合は、乙が甲に追加支払いするものとする。

　（研究の中止）

第１１条　本研究を途中で中止する場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとし、いずれかが一方的にこれを行うことはできないものとする。

（自己都合による解約・変更）

第１２条　甲及び乙は、自己の都合により本契約を解約又は変更しようとするときは、1ヵ月の予告期間をもって相手方に文書で通知し、その同意を得なければならない。

（契約有効期間）

第１３条　本契約の有効期間は、本契約締結日から第１条に記載の研究期間終了日までとする。ただし、第６条（知的財産権の帰属）第４項、第８条（成果の実施）の規定は、当該知的財産権の権利期間満了日又は当該知的財産権出願に対する拒絶査定又は審決の確定日もしくは当該知的財産権に対する無効の審決の確定日まで効力を有するものとする。

（協議）

第１４条　本契約に定めのない事項及び本契約の履行ならびに解釈にあたり疑義が生じた場合については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　 熊本市西区池田４丁目２２番１号

甲　　崇城大学

学長　　中　山　峰　男　　印

　○○○○○○○○○

乙　　○○○○株式会社

　代表取締役社長

　○　○　○　○　　印